

ごうりてきはいりよ ていきょう ぎ む 合理的配慮の提供義務について

ぎろん じこう 【議論いただきたい事項】

○ じょうれい こっし あん もと つぎ きてい そうてい
条例の骨子（案）に基づき、次のとおり規定することを想定しています。

① けん は、そのじむ または じぎょう おこな あ しょうがい ひと げん しゃかいてき
県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的

しょうへき じよきよ ひつよう むね いし ひょうめい しょうがい ひと いし
障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人がその意思

ひょうめい おこな こんなん ばあい かぞく かいじょしゃとう ほんにん
の表明を行うことが困難である場合には、その家族、介助者等が本人を

ほさ おこな いし ひょうめい ふく ばあい じっし ともな
補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、その実施に伴

ふたん かじゆう しょうがい ひと けんりりえき しんがい
う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとな

らないよう、とうがいしょうがい ひと せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう
らないう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、

しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ
社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければなら

ない。

② じぎょうしゃ は、そのじぎょう おこな あ しょうがい ひと げん しゃかいてき
事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的

しょうへき じよきよ ひつよう むね いし ひょうめい しょうがい ひと いし
障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人がその意思

ひょうめい おこな こんなん ばあい かぞく かいじょしゃとう ほんにん
の表明を行うことが困難である場合には、その家族、介助者等が本人を

ほさ おこな いし ひょうめい ふく ばあい じっし ともな
補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、その実施に伴

ふたん かじゆう しょうがい ひと けんりりえき しんがい
う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとな

らないよう、とうがいしょうがい ひと せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう
らないう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、

しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ つと
社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努め
なければならない。

○ これについて、^{ごいけん}御意見はありますか。

^{ほそくせつめい}
(補足説明)

ごうりてき はいりよ ていきよう ぎむ はんい しょうがい ひと あいてかた
合理的な配慮の提供を義務づける範囲について、障害のある人と相手方
かんけい ぐたいてき ぼめん さまざま もと はいりよ ないよう
の関係は具体的な場面によって様々であり、それによって求める配慮の内容
ていど たしゆたよう じぎょうしゃ かん どりよくぎむ けんみん
や程度も多種多様であることから、「事業者」に関しては努力義務とし、「県民」
については特に規定しない方向で考えております。